

原子力災害に関する肥料等の暫定許容値の設定

（平成24年3月28日更新）

- 1 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値について
- 2 高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの管理について
- 3 家畜の敷料について

福島県農林水産部

（「飼料の暫定許容値」の改訂に伴い、一部更新しました。

下線部分が、平成24年2月27日付け発行の情報からの更新内容です。）

1 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値について

（1）肥料・土壌改良資材・培土の暫定許容値

（肥料にはたい肥、土壌改良資材には稲わら・籾殻・落ち葉等の植物由来の資材をそのまま農地土壌に施用する場合も含みます）

肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値は、

400^ベケル/kg（現物中に含まれる濃度）です。

※ 許容値とは、肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大の値です。

次の場合は暫定許容値に関係なく利用できます。

なお、8,000^ベケル/kgを超えるたい肥は施用しないで一時保管を行ってください。

また、次の場合にやむを得ず400^ベケル/kgを超えるたい肥を施用する場合は施用量を抑えるなどの対応により、土壌の放射性セシウム濃度の低減に努めてください。

- ① 生産した農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
- ② 畜産農家が自ら飼料を自給生産する草地・飼料畑等において、畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とするたい肥を還元施用する場合
- ③ 畜産農家に供給する飼料を生産する農家等が、飼料を生産する草地・飼料畑等において、供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

8,000^ベケル/kgを超えるたい肥の取扱い

8,000^ベケル/kgを超えるものは、最終処分方法が決まるまで一時保管し、農地等への施用を行わない。

（平成23年8月25日付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長等通知「高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について」及び、平成23年7月28日付け環境省通知「福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管」に基づく対応）

(2) 飼料の暫定許容値

平成24年3月23日付で、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が改訂されました。
家畜へ給与する飼料の暫定許容値は以下のとおりです。

食品の基準値を超えない畜産物が生産されるよう速やかに改訂後の暫定許容値以下の飼料への切り替えを行ってください。

改訂後の放射性セシウムの暫定許容値

区分	飼料中に含まれることが許容される最大値
牛及び馬用飼料	100 ベクレル/kg
豚用飼料	80 ベクレル/kg
家きん用飼料	160 ベクレル/kg

※ 牛用飼料については、平成24年2月3日に100ベクレル/kgに改訂済みです。

それぞれの許容値は、粗飼料が水分8割当たり、その他の飼料は現物当りに含まれる放射性セシウムの濃度です。

なお、繁殖雌牛と育成牛に適用されていました自給飼料3,000ベクレル/kg以下は、廃止となりましたので注意してください。

めん羊、山羊及び鹿について

牛と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高い家畜です。

牛に比べ、牧草の根に近い部分まで食べるため、放射性物質の影響を受けやすいことから、**放射性物質の影響のない飼料給与、放牧を行わない**など、より厳格な飼養管理を行ってください。

～参考（放射性セシウムの飼料から畜産物への移行係数）～

	肉	乳
牛	0.038	0.0046
羊	1.3	0.32
山羊	1.9	0.33
鹿(1試験のみ)	2.8	

厳格な飼養管理には、敷料も含まれます。めん羊・山羊及び鹿の敷料についても放射性物質の影響のない敷料を利用してください。

(3) 耕種農家、畜産農家等関係者の皆様へ

ア 耕種農家の皆様へ

- ① 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないでください。
- ② 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認してください。
- ③ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認してください。
- ④ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供してください。
- ⑤ 自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供してください。

イ 畜産農家の皆様へ

- ① 暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きんに使用しないでください。
- ② 飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認してください。
- ③ 自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認してください。
- ④ 自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供してください。
- ⑤ めん羊、山羊及び鹿については、牛と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、放射性物質の影響のない飼料を与えるなど、より厳格な飼養管理を行ってください。

ウ 肥料・土壌改良資材・培土の製造・販売業者（堆肥センター等を含む）、原料の集荷業者の方々へ

- ① 製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で製造、販売等を行ってください。
- ② 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に原料を販売する際に、その集荷したものに關する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供してください。

2 高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの管理について

原発事故以後に収集した平成22年産稲わらは、高濃度の放射性セシウムが含まれている恐れがあることから、利用・販売等は控えてください。

また、被ばく量を抑えるため、次のような取り組みを行ってください。

- (1) 稲わらは生活や作業する場所からできるだけ離れた所に保管し、稲わらにできるだけ近づかないようにする。(必要に応じて表示等を行う)
- (2) 粉じんが飛散しないよう、稲わらをシート等で覆う。
- (3) やむを得ず稲わらに近づく又は稲わらを扱う作業を行う必要がある場合は次のような取り組みをする。
 - ① マスク、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用すること
 - ② 農作業後に手足・顔等の露出部分の洗浄を励行すること。
 - ③ 作業後、屋内に入る際には、服を着替えるなど、ちり、ほこりを持ち込まないようにすること。
- (4) 稲わらを扱う作業を行う場合は、効率的に作業を進めるなど、作業時間をできるだけ短くする。

3 家畜（綿羊・山羊及び鹿を除く）の敷料について

家畜の敷料については、肥料・土壌改良資材・培土中に含まれる暫定許容値400ベクレル/kg（現物中に含まれる濃度）と同様です。

ただし、牛及び馬用の敷料として、飼料の暫定許容値である100ベクレル/kg（水分8割当たりの濃度）を超えない飼料を使用する場合は、飼料を生産するほ場にたい肥を還元するか、生産されたたい肥が肥料の暫定許容値400ベクレル/kg（製品重量）を超えていないことを確認して販売・譲渡・利用する場合に利用が可能です。

なお、一部の地域において、落ち葉等を家畜の敷料として利用している例がありますが、原発事故以降に収集した落ち葉は高濃度の放射性セシウムを含む可能性があることから、家畜の敷料として利用しないでください。

やむを得ずこれら落ち葉等を利用する場合は、400ベクレル/kg以下であることを確認したもののみを利用してください。

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口（電話：024-521-7319）
ホームページ：農林水産部研究技術室ホームページ（PDF形式ファイル）
URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gi_jyutsufukyu/seikugi_jyutsu_jyohou.html
（他の農業技術情報等をご覧ください）
モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報
（右欄に掲載のQRコードよりご覧ください）
ふくしま新発売：以下のホームページより最新の農林水産物モニタリング
情報、イベント情報等をご覧ください。
URL：<http://www.new-fukushima.jp/index.html>



モバイル版 QRコード